

奈良県告示第五百十四号

奈良県税事務所長印等を次のとおり改刻し、令和二年四月一日から使用する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県税事務所長印



注 縦 20 ミリメートル
横 20 ミリメートル

奈良県税事務所長印（納税
証明用）



注 縦 18 ミリメートル
横 18 ミリメートル

産業振興総合センター所長
印



注 縦 21 ミリメートル
横 21 ミリメートル